

植民地と移民ネットワークの相克

——辛亥革命期、廈門における英領北ボルネオ華工募集事業を中心に——

村 上 衛

はじめに

第一章 イギリス北ボルネオ會社の華工直接募集の背景

第二章 華工の待遇と香港植民地政府の介入

第三章 辛亥革命と華工募集

第四章 華工募集の失敗

おわりに

はじめに

本論は、辛亥革命期の廈門におけるイギリス北ボルネオ特許會社 (British North Borneo Chartered Company、以下、北ボルネオ會社と略稱) による移民事業の失敗を通じて、華南から東南アジアへの移民ネットワークのあり方を検討するものである。

一九世紀後半、第一次世界大戦期は世界的な移民の増大期であり、華人移民も例外ではない。華人移民の主たる移民先は東南アジアであったが、研究史的には、東南アジア以外の地域への労働者の移民、すなわち一九世紀中葉を中心とする

「苦力貿易」が注目されてきた。^①これは、「苦力貿易」が歐米人商人によって奴隷貿易の代替として行われたため、一九世紀初頭以来、奴隷貿易に強く反対する立場に轉じたイギリスなどが規制に關與し、さらに労働者募集に際して誘拐などが多發して外交問題となったため、關聯する史料も多く残されたからである。

しかし、狹義の「苦力貿易」は一八七四年に終了する。一方の東南アジア移民はむしろ、一八七〇年代以降に増大して二〇世紀初頭に第一のピーク、第一次世界大戦を経て一九二〇年代に最大のピークを迎えている。^②また、「苦力貿易」の規模は總計五〇萬人以上とされるが、^③東南アジア移民は一八九一―一九三八年の間に總計一四〇〇萬人に達していたと推定されているから、^④規模の點で兩者は比較にならない。

ところが、「苦力貿易」と比較して、東南アジア移民は年期契約移民 (indentured labours) を除き國家による規制の對象とならず、また華人が移民を主導したために、歐米人側の史料に中國における實態が記されることは少なく、華人自身の残した史料も二〇世紀初頭までは極めて限られている。そのために具體的な華人移民ネットワークの研究、とりわけ華南開港場における移民のリクルートといった部分は立ち遅れている。

その中で華人移民ネットワークについての概括的研究を行った杉原薫は、移住地における成功者が郷里から移民を呼び寄せる「個人リクルート制」と對比させる形で、客頭 (移民のリクルーター)・客棧 (移民用の旅館)・船頭行からなる「客棧制」に注目した。そして、個々の移民が頼りにする人格が客頭——シンガポールなどにおける客棧——雇主・職長へと移動し、特定の個人に特定されない、オープンな労働力移動を實現していった點から、この「客棧制」を評價している。さらに、「客棧制」はよりオープンな直接雇用方式に道を開く過渡的な役割をもったものかもしれないとみなす。^⑤

しかし、このような何重にも仲介者が介在する制度は、經濟的に合理的で、かつ移民にとってメリットのあるものであったのだろうか。歐米商社ないし植民地政府はなぜ、こうした華人移民ネットワークに對抗し、幾重もの仲介者を排除してコストを削減し、華南の開港場で移民を直接募集できなかったのだろうか。そして「客棧制」は「個人リクルート

制」から直接雇用方式への過渡的なものであったのだろうか。この点についての具體的検討は、未だ十分に行われていない。

そこで本論では、上記の問題に取り組むために、辛亥革命期に廈門において華工（華人労働者）の直接移民募集に乗り出した、北ボルネオ會社の事例を取り上げる。本論で北ボルネオ會社の事業を取り上げるのは、イギリス植民地そのものが移民事業に乗り出して既存の華人移民ネットワークと衝突した珍しい事例であり、華人ネットワークとの對抗關係を理解しやすいことがある。そして、香港とシンガポールを結ぶルートの途中に位置する英領北ボルネオにとって、海峡植民地を中樞とする華人移民ネットワークが必ずしも効率的でないことから、移民システムの合理性も考えることができる。また、一九世紀後半以降に設立されたイギリス特許會社の史料が残されているのは貴重であり、これも北ボルネオを選択した理由である。

なお、移民事業は北ボルネオ會社が主導したものの、中國の開港場で移民の募集が行われるから、中國側當局との交渉は必須であり、移民送り出し港となる香港植民地との間の調整も必要となる。したがって、本論ではイギリス本國の植民地省・外務省、出先の北ボルネオ會社・香港植民地・在華外交官（公使・領事）の役割を考慮していくことになる。同時に、イギリス史料からではあるが、中國側、具體的には北京の外務部・外交部、地方當局（廈門・福州）、廈門における移民の利害關係者の對應をみていきたい。

以上をふまえ、本論では、まず、第一章では北ボルネオ會社による華工直接募集事業の背景を検討する。次いで第二章では北ボルネオにおける華工の待遇改善についての「イギリス（植民地省・外務省・植民地）」内における調整を示す。第三章では廈門における華工募集をめぐる中英の交渉と事業の進展について検討し、最後の第四章では移民事業の失敗に至る過程をとりあげ、移民ネットワークのあり方について考えてみたい。

史料としては、この問題に關して中國側の残した史料がないため、主としてイギリス植民地省文書のうち、北ボルネオ

會社關係・香港植民地關係を使用する。⁷⁾同時に、中國側との交渉に關しては、イギリス外務省文書を使用したい。⁸⁾

第二章 イギリス北ボルネオ會社の華工直接募集の背景

第一節 北ボルネオ會社の成立と發展

一七八六年のペナン領有後、イギリスは東南アジアに再進出し、一八一九年にシンガポールを建設、一八二四年の英蘭協定でオランダと東南アジア島嶼部を中心として勢力圏を劃定した。しかし、ボルネオへの進出は一八四六年にブルネイからラブアン島を割讓されたことに始まる。その後、一八七七年に駐香港オーストリア領事のオーフェルベック (Overbeck) とイギリス人商人のデント (A. Dent) がブルネイのスルタンからボルネオ北部の權利を入手したことが背景となり、一八八一年に北ボルネオ會社の特許狀が樞密院令によつて承認され、翌年北ボルネオ會社が成立した。會社の組織は、ロンドンに取締役會 (Board of Directors) が置かれ、北ボルネオに置かれた總督が責任を負う形をとつた。⁹⁾

北ボルネオの經濟は、會社設立當初は林產物 (燕の巢、簾、樹脂) の輸出に依存していたが、一八八七年以降になると、中國向け木材輸出の増大から林業が發達して主要産業となつた。さらに一八八〇年代末からはタバコプランテーションが發展し、次いで一八九二年からはゴムの栽培が本格的に開始されて二〇世紀初頭に擴大、北ボルネオの主要産業となつた。¹⁰⁾ こうした北ボルネオの開發にともない、華工の導入が進められたが、その展開は紆餘曲折に満ちていた。一八八二年に中國における領事經驗の長いメドハースト (Sir W. H. Medhurst) が香港に派遣されて募集したのが華工導入の嚆矢となるが、移民の多くは商人や職人で農業勞働に適さず、大半が歸國して失敗した。その後、タバコ・ブームから華工の需要が増大し、一八九〇年には中國人諮問委員會が設置された。しかし、華工の待遇は惡化しており、一八九一年には二一のエスレート (大規模農園) における華工の死亡率は二〇%に達し、同年、香港で契約した華工のほとんどは乗船しなかった。

一八九五年までに待遇は改善され、死亡率は下がつて一二%になったが、同年、移民獎勵政策が中止され、輸入米への課税開始にともなう米價上昇から、米を主食とする華人移民は減少した。その後、ゴムプランテーションの發展から一九〇三年には移民獎勵政策が再開し、華人移民の増大が進んだ。なお、一九一〇年代には華人のみならず、蘭領東インドからジャワ人の導入も進んでいたが、移民数は華人より少なく、定着率も低かった。⁽¹⁾ それでは、一九一〇年末に至つて、北ボルネオ會社が華工を直接募集しようとしたのは何故だったのであろうか。

第二節 華工の直接募集の背景

一九一一年三月二八日、北ボルネオ會社は外務省に對し、華工募集の理由について説明した。そこで北ボルネオ會社は、従來はプランターが必要とする華工をシンガポールと香港のエージェントを通じて募集したが、一人あたりに支拂われる手数料が高いために、エージェントはしばしば勞働に不向きな勞働者を多數送り、ボルネオからの彼らの歸國費用が雇用者の負擔となるという問題を述べている。⁽²⁾

また、北ボルネオ會社からボルネオゴムプランター協會への一九一一年九月一八日の書簡の中で、後述するように、移民事業にあたつたリッデル (L. Ridgel) が、より具體的に次のように述べている。

華工の大半は香港で、少數がシンガポールで獲得されています。現在まで採用されている手順では、雇用者ないしその代理人が兩地の代理人に必要な人數についての注文を出します。代理人は要求された人數を送るか、可能な限りの人數をかき集めます。しかし、集められる最良の「華工」が送られたとされても、これらの最良の「華工」、特にシンガポールからの人々はしばしば平凡です。一方で數あわせのために「無理矢理」雇われた華工はしばしば一つないし二つの理由から非常に役立たずで、雇用者の負擔で送還しなければなりません。

残つた華工のうち、相當の割合の者が必要とされる水準に達していません。募集を行う港では雇用者のための管理

は行われません。……

代理人やブローカーは海峡ドル六八ドルすなわち香港ドル八四ドルを受け取ります。彼らの香港における出費は衣服と食料が一〇ドルといわれます（これは控えめな推計です）。乗船時に華工には一〇ドルが渡され、サンダカンまでの渡航費が一〇ドル、ジェットセルトン（現コタ・キナバル）までが一ドルです（恐らく「代理人らは」ここから荷主からのリベートを得ます）。この総額は三〇ドルないし三一ドルなので代理人やブローカーはボルネオに到着する華工一人をリクルートするのに香港ドル五〇ドルを得ますが、これは成し遂げた仕事と結果と釣り合わない法外な価格です。

華工は前貸し金の海峡ドル二四ドル、それはほぼ香港ドル三〇ドルに相当しますが、その額を請求されます。それによって彼は、香港の代理人が把握している支出額を實質的にすべて返済します。その額のうち、彼は確かに乗船時に一〇ドルを得ますが、華工が上陸した際にボルネオの貨幣に兩替する額の少なさから、あらゆる機会を通じて乗船中にカネを使うようになっていたことがわかります。乗船中の客室や食料についての契約はなされておらず、船長がこの点についてあまり考慮しない傾向にあるので、華工の食事は満足のいくものではありません。……¹³

つまり、會社にとって最大の課題は仲介業者によってコストが高くなり、良質な華工が確保できないことであつた。香港の歐米人代理業者——（香港の中國人客頭＝開港場の中國人經營の客棧の客頭）——開港場周邊で募集を行う中國人客頭といった仲介業者が介在したことは、責任が分散し、仲介業者が勞働者の質に責任をもたないでかき集める状況を招いていたのである。また、仲介業者が多くなることによって、コストも高くなつたであろう。とりわけ、北ボルネオが香港——シンガポールを樞軸とする移民ネットワークの周縁に位置することから、仲介業者の競争原理が機能せず、條件を不利にしていた可能性が高い。したがって、北ボルネオ植民地にとっては合理的なものではなかつた。

さらに、後述するように香港の歐米人代理業者が實態を把握していないことからしても、この移民事業で最大の利益を

得ていた仲介業者とは、開港場に客棧を開き、募集した華工を香港などに連れてくる中國人客頭達であったと思われる。そして彼らが利益を最大化するために華工を搾取しており、これは華工にとっても不利な状況であった。

こうした問題がある中で、ロンドンのボルネオゴムプランター協會は、北ボルネオ會社ロンドン取締役會に對し、北ボルネオへの華工リクルートの状況と華工管理に必要な條件について、代理人を任命して派遣して調査することを要請した。そこで一九一〇年一月、ロンドン取締役會は英領トランスヴァールへの華工移民の経験のあるリッデルを選⁽¹⁴⁾び、その派遣を決定（一九一〇年一月）⁽¹⁵⁾し、移民の規模は、一九一二年に五千人と豫定された。⁽¹⁶⁾さらに北ボルネオ會社はインド省行政職を退職し、當時英領北ボルネオで勤務していたデー⁽¹⁷⁾ン（Sir R. Dane）を選抜し、デーンはリッデルをとま⁽¹⁷⁾つて一九一一年六月に北京に向かうことになった。

これらの北ボルネオ會社の政策の目的については、一九一一年三月二八日、會社ロンドン取締役會の書記官フォーブス（H. G. Forbes）が外務省に對し、北ボルネオ會社は、募集、上陸地での宿泊施設の提供、農園への労働者の分配を政府の手で行うことにし、中國に募集代理業者を設立することにしたが、それは労働者の確保だけでなく、定住移民の促進を狙⁽¹⁸⁾い、プランターの發展のみならず、労働者の地位の改善を圖るものであると述べている。

つまり、北ボルネオ會社はプランターと移民の利益のために、リッデルを派遣し、香港と香港——開港場間における仲介業者、具體的には歐米人代理業者と中國人客頭を排除し、中國の開港場において直接募集することを計劃したのである。そして、華工にとって魅力的な條件を示すことで、北ボルネオのおかれた不利な條件の克服を企圖していた。また、これに先だつてトランスヴァールへの華工導入が行われており、北ボルネオ會社取締役會議長のリッジウェイ（Sir J. W. Ridgeway）がトランスヴァールへの華工移民に注目していたことも、その背景にあったのだらう。⁽²⁰⁾

しかし、移民業務の實行に先だつて必要なのは、イギリス内部、すなわち省廳間・出先間の調整であった。そこで、問題となったのは、華工の待遇であった。

第二章 華工の待遇と香港植民地政府の介入

第一節 英領北ボルネオにおける華工の待遇

そもそも、先述のように英領北ボルネオの華工の待遇は悪かったが、その後の改善は進んでいたのだろうか。移動中の状況については、先述の通りであるが、さらに北ボルネオに到着した華工もエステートまで植民地警官によって護衛されていた。これが廢止されたのは、一九一一年一月三二日のことであつた。⁽²⁾つまり、直接募集事業の準備が始まる頃まで、華工は囚人のような扱いをされていたことになる。

それでは、現地では實際にどのような待遇であつたのだろうか。一九一〇年一〇月一日、イギリスの『デイリー・エクスプレス (Daily Express)』は、元サンダカンの警察主任であり、英領北ボルネオの高等法廷の公訴局長官であつたストークス (E. M. P. Stokes) の『Eハネスブルク・スター (Johannesburg Star)』への投書を引用した。それによると、

今日まで、英領北ボルネオで雇用されている數千人の輸入された契約華工は、南アフリカよりもずっと苛酷で奴隸的な状況にある。契約は五年間となつているが、雇用主に負債が返済されなければ二年間延長する可能性もあつた。

華工には多額の前借り金があり、華工の「給與は」エステートの店でのみ通用する布の「代用貨幣」で支拂われた。當地の鑛山の現場主任を代表する「タンデイル (Tandil)」らは賭博場の經營を公的に認可されている。

華人のアヘン徴税請負人からのサブ・ライセンスに基づき、雇用主によってアヘンは「華工に」賣却され、「アヘン」の代金は給與支拂い名簿を通じて徴收される。一〇年間の「契約」となり、いまやその契約を結んだとき以上に、より借金にはまっている中國人たちを、私は知っている。政府のシーク人警察は手當の代わりに質屋のライセンスを與えられる。

しばしば、エステートからの脱走の處罰は、裁判所の判決に基づく鞭打ちであり、私は多くの逃亡した華工がサンダカンの監獄で裸にされ、鞭打ち用三角又に縛り附けられ、鞭打たれるのを見た。⁽²²⁾

ここから、華工らが雇用主らによって、賭博やアヘンを用いて借金漬けにされ、さらに脱走に關しては鞭打ちという身體刑を受けている事がわかる。

以上から、北ボルネオの華工の待遇は極めて劣悪であつたことがうかがえる。かかる状況を理解していたのであろう、海峽植民地總督アンダーソン (Sir J. Anderson) は一九一一年三月一四日にデーンに對し、北ボルネオでは華工保護のための措置は何らとられておらず、本國取締役會が華工保護について適切な取り決めに制定しないならば、リッデルの支援はできないと述べている。⁽²³⁾

こうした待遇の悪さについて、北ボルネオの勞働契約保護官のスターディー (P. Sturdy) は、逃亡者への處罰が私的に行われ、契約期間が延長されることもあるとしており、北ボルネオ會社側も十分認識していた。⁽²⁴⁾

そして、そもそもの待遇の悪さが、北ボルネオへの移民の魅力を失わせ、それが北ボルネオに到來する華工の質に影響していた可能性は高い。北ボルネオ華工の待遇改善の必要性は明らかであつた。

第二節 植民地省・外務省と北ボルネオ會社

そこで、植民地省と外務省を中心として、北ボルネオ移民の制度、とりわけ契約期間と募集方法が議論された。當時、英領マラヤでは、一九一〇年にパー (C. W. C. Parr) が英領マラヤの年期契約移民に關する調査報告で、華人保護のために年期契約移民を廢止し、カンガ二制度を導入することを提案したこともあり、年期契約移民廢止の方向に向かつていた。⁽²⁵⁾ こうした状況を受け、植民地省次官補のフィデス (G. V. Fiddes) は一九一一年二月二四日、北ボルネオも英領マラヤで行われる豫定の契約華工に關する政策を模範として、華工が中國を發つ前に契約に署名することを禁止し、移民の方式に關

してはカンガーニ制度を導入し、契約期間を一五〇日とすべきだと外務次官に傳えた。⁽²⁷⁾ さらに三月七日の植民地省から外務省への照會で、現地到着後に契約に署名すべきだというハーコート (J. Harcourt) 植民地相の意見が示された。⁽²⁸⁾ そこで外務省は三月九日、北ボルネオ會社にこうした植民地省の考えを示した。⁽²⁸⁾

これに對してロンドン取締役會書記官フォーブスは、三月二八日、先述のように華工の待遇改善の意圖を述べたうえで、外務省の提案にあつたカンガーニ制は望ましいとしながらも、大規模な華人人口が存在し、カンガーニとなる人物を見つけるのが容易なシンガポールと比較すると、北ボルネオでは導入が困難であるとしている。また、華工の契約期間については一年間とすることを主張した。⁽³⁰⁾

四月四日、外務省は植民地省に對し、北ボルネオ會社の回答は十分ではないが現状の移民システムを大幅に改善する期待があるとして、北京の公使にリッデルらを支援させる意志を傳え、四月一〇日、北京のジョーダン公使に對してデーんとリッデルの支援が指示された。⁽³²⁾ かくして、外務省・植民地省と北ボルネオ會社は華工の待遇改善とカンガーニ制の早期導入という點で合意した。⁽³³⁾

しかし、具體的に華工の待遇改善が議論されたわけではないし、カンガーニ制はマラヤでも導入には成功しなかった。⁽³³⁾ そして、ボルネオ側の移民システム變更を迫つたのは、同じイギリス植民地であり、華工の北ボルネオへの送り出し地である香港であつた。

第三節 香港當局の姿勢

一九一一年六月、北京でジョーダン公使を訪れたリッデルは、香港と廣州のイギリス官僚が、中國での直接募集が面倒な問題を引き起こし、現行の移民の方式を妨げるとして強く反對したのに落膽したと述べた。⁽³⁴⁾ ここから、香港當局が新たな移民方式を既存の方式と抵觸することから、否定的に見ていたことがうかがえる。

また、一九一一年九月二八日、サンダカン理事官のダンロップ (A. R. Dunlop) は北ボルネオ總督に對して、最近入港した二隻の汽船が積載する契約華工が豫想されていたよりもずっと少なく、香港で三〇〇人の移民が登記局 (Registrar Office) に連れられて行った際に、登記局長ないしその代理が「あなたがたはほとんど誰も戻つてこない國に行こうとしているのを知っているのか。」と言つたため、結果的に四〇人しか集まらなかったということを傳聞し、また香港におけるボルネオの農園の代理人も登記局がボルネオ向け華工を妨礙していると報告した。⁽³⁵⁾ 一月七日にはサンダカンから本國の會社に對して電報が打たれ、華工の移民がほとんど停止し、プランターの不満が高まっているとし、リッデルが香港に到着したら、十分に調査すると述べていた。⁽³⁶⁾

その後、香港に到着したリッデルは一月二二日に現在は香港當局は敵對的ではないとしている。しかし、書記官フォーブスはリッデルに對し、ダンロップが述べたエピソードを紹介して、香港當局に對する警戒を呼びかけている。⁽³⁷⁾ このように北ボルネオ會社は、香港當局が北ボルネオ會社の移民事業を敵視しているとみなしていた。

一方、香港當局が北ボルネオ會社の移民に否定的であつた背景には、香港當局の北ボルネオ移民に對する不信感があつた。香港政廳登記局長ブリュイン (A. W. Brewin) の同年一月一八日のメモによると、登記局において英領北ボルネオ移民を新たに擔當することになつたロイド (Lloyd) は、北ボルネオへの移民が他地域への移民よりもより多く不正と關係していると考え、特に注意を拂うようになっていた。こうしたロイドの態度に對し、北ボルネオへの移民リクルート代行者のメルチャー商會 (Messrs Melcher & Co.) のランペルスキー (Lamperski) とラマート (Lammert) はブリュイン登記局長に面會してロイドの通譯について訴え、五〇パーセント以上の華工に移民を拒否されたと傳えた。しかし、登記局長は彼らの要求にすぐには應じないで、華工の拒否數を確認したところ、ランペルスキーらの數字に根據がないということも分かり、それをランペルスキーに傳えている。⁽³⁸⁾

以上から、香港の歐米人代理業者が移民業務を華人の客頭 (coolie brokers) に全く依存していたことが窺える。移民の

質を確保できない原因もここにあった。そしてこのように、代理人達が實情を把握していないような状況では、香港當局の北ボルネオへの移民に對する不信任感が募つても當然であろう。

その後、ランペルスキーは客頭達に對して、彼らが擧げた數字が全く間違つていたと述べた。これに對して客頭らは、怖じ氣づいて検査の時に出頭しなかつた華工のうち多くを連れ戻すと述べたが、戻つてくる華工はいなかつた、そこでランペルスキーはプランターに對して華工の供給を約束できなくなつた。⁽³⁹⁾かくして、香港からの北ボルネオへの華工輸送は行き詰まつてしまつた。

一方、香港當局は單に華工募集を妨礙してただけではなかつた。例えばブリューインは副輔政司のクレメンティ(Clementi)と相談して、ランペルスキーに對し、英領北ボルネオのプランターと聯絡を取つて以下の條件の契約改定を受け入れるように提案した。

一、契約期間…二年、必要に應じて四年に延長→一年、必要に應じて二年に延長。

二、前貸し金…三〇ドルで給與から控除→一〇ドルとし、返済しない。

三、懲罰的損害賠償金…五〇ドルを徴收する→もし華工が契約の終了を通知すれば徴收されず。⁽⁴⁰⁾

これについては、香港總督ルガード(Sir F. J. D. Lugard)もブリューインのメモのように進めるべきだと植民地相ハーコートに述べている。⁽⁴¹⁾つまり、香港側は移民の具體的な待遇改善を求めていたのである。

かくして、香港當局によつて北ボルネオへの移民は事實上停止し、再開のためには香港植民地と調整し、移民の條件改善を規定することが必要となつた。

第四節 北ボルネオの華工契約様式の検討

そこで、リッデルはリッジウェイ議長やボルネオのプランターとともに契約様式を改定した。⁽⁴²⁾その後リッデルと香港政

廳側との契約の調整が行われ、一九二二年三月一七日のリッデルは香港政廳行政官 (Officer Administering) セヴァーン (C. Severn)、香港代理輔政司のクレメンティ、代理登記局長のハリファックス (E. R. Halifax)、と會談し、英領北ボルネオのゴム・煙草農園の華工労働者の契約條項で最終的に合意に達した。⁽⁴³⁾

契約の條文は十七條からなるものであったが、條文のうち、香港政廳の主張が反映した部分は、(一) 契約期間が最大三〇〇日であること、(二) 募集にボーナスを與えないこと、(三) 前貸し金がないこと、(四) 契約終了後に本國に歸還すること、(五) 一日一〇時間ではなく九時間労働であることであった。⁽⁴⁵⁾

また、リッデルから新たな契約條項を傳えられた廈門領事サンディウス (A. J. Sundius) も四月一日にジョーダン公使に對し、新しい様式について報告し、契約調印はボルネオ到着後に行われることになり、海峽植民地やマラヤ聯邦向けと同じような自由移民の形式をとることになったと述べた。そして移民により有利になった點として以下を挙げた。

第一條… 契約期間が一年から三〇〇日となったこと

第二條… 最低賃金が一日三三セントとなったこと。

第三條… 移民に對する前貸し金の、給料からの控除を禁止したこと、

第五條… 家族の呼び寄せ費用を植民地側が負擔するとしたこと。

第七條… 労働時間も一日あたり九時間として一時間短縮されたこと。

第一六―一九條… 契約が満了した時に華工が希望した場合、あるいは労働に適さないと醫學的に證明された場合に無料で中國へ歸還できること。⁽⁴⁶⁾

これらから、特に契約期間と労働時間、歸國の條件が大きな華工の待遇改善のポイントであったと香港當局および在華イギリス領事側に認識されていたことがわかる。

以上の合意を受け、三月二二日、香港のリッデルはロンドン取締役會書記官フォーブスに對し、廈門に向かい、翌月末

までにジェッセルトンへの移民輸送の手はずを整えたと傳えた。そしてボルネオでの適切な對應によって華工移民は人氣を集めるであろうと、樂觀的に豫測している。⁽⁴⁷⁾

一九一二年三月三〇日にハーコート植民地相は契約期間はマラヤ聯邦のように三〇〇日労働日で、労働時間是一日九時間⁽⁴⁸⁾が適切であるとみなす旨を北ボルネオ會社に聯絡した。この條件はリッデルらの契約形式改定で満たされており、事實上の追認になっていた。

最後に残っていたのが在華公使への聯絡で、四月一九日の植民地省から外務省に對する要請を受け、⁽⁴⁹⁾四月二〇日、グレイ外相はジョーダン公使に對してこの移民の契約條項を中國側に傳達することを命じた。⁽⁵⁰⁾

こうして、香港植民地やイギリス公使といった出先外交官を含め、「イギリス」内の調整が完全に終わり、華工の契約條件が具體的に改善された。

しかし、「イギリス」内の調整に時間を要した一方で、中國國內では辛亥革命が進展し、さらに移民事業も進展し始めていた。それでは、中國との交渉はいかに進展し、華工事業はどのように展開したのだろうか。

第三章 辛亥革命と華工募集

第一節 中英の交渉開始

イギリス内の調整が進む一方、一九一一年六月八日、ジョーダン公使は北京を訪れたリッデルに對し、個人的意見として、清朝政府側がシンガポールやマラヤ聯邦への移民と異なる條件での北ボルネオへの移民を認可しそうもなく、イギリス植民地への自由移民を好んでいると聯絡している。⁽⁵¹⁾そこで六月一五日、リッデルはジョーダン公使に對し、芝罘における募集やシンガポールとマラヤにおけるものと同じ條件で汕頭と廈門での募集を外務部が認可するかどうかを尋ねた。⁽⁵²⁾

れをうけ、翌日ジョーダン公使は外務部に對して、北ボルネオへの移民について、移民の具體的待遇や、汕頭・廈門におけるシンガポールへの移民と同様の條件で行う豫定であることを聯絡した。⁽⁵³⁾ここに中英の交渉が始まる。

六月二二日、外務部はジョーダン公使に對し、閩浙・兩廣總督と山東巡撫に聯絡したところ、山東巡撫の返答では移民に同意するが、一九〇四年五月一三日に中英間で締結された「イギリス植民地および保護領における中國人勞働者の雇用に關する協約 (Convention respecting the employment of Chinese labour in British colonies and protectorates)」の第二條に基づいて、中國人にライセンスを供與して省内各地で移民を募集させるべきで、トラブル防止のために外國人が内地で募集することを禁止すべきと主張していた。⁽⁵⁴⁾

一方、ジョーダン公使は外務部が移民問題について實用的な知識をもたず、省當局の助言に依據するだろうとしており、これら省當局者の意見に注目していた。しかし、肝心の兩廣總督の返答は商會の調査後に行うというものであつて、結果は不明であり、閩浙總督の返答も行われていない。⁽⁵⁷⁾

この情報を受けたリッデルは、六月二六日、ジョーダンに對して會社取締役會は山東巡撫に對して自由に直接アプローチすることが望ましいと考えるだろうとし、またリッデルは福建と廣東の總督からの返答を期待していると述べている。⁽⁵⁸⁾ここから、リッデルが省當局との直接交渉を狙っていたことが分かる。しかし、實際に進展のないまま辛亥革命を迎えることになる。

第二節 辛亥革命の進展と移民事業

一九一一年一〇月一〇日に辛亥革命が勃發し、福建省では、十一月九日に福州において革命派が蜂起して閩浙總督松壽は自殺した。一三日には革命派により福建軍政府が成立、新軍統領孫道仁が福建都督となった。また廈門も十一月一日に革命派の手に落ちた。⁽⁵⁹⁾

その變動の最中、華工の募集地が廈門に決まった。一九二二年一月九日の駐廈門領事サンディウスの報告によると、リッデルは、海峽植民地への移民募集の結果から、廈門周辺の労働者が現地に適應しやすく、また中國の他のどの地域の人よりも條件に満足して問題を起ささないことから、移民に最も適しているとみなした。また、北ボルネオの政府は廣東人が望ましくないことから、香港からの労働者導入を希望しなかった。⁽⁶⁰⁾

そこでリッデルは華工の募集と目的地への輸送に關してテート商會 (Tait & Co) と契約を結んだ。このテート商會の廈門における代理人であるウィルソン (W. Wilson) は、廈門港や方言についても詳細な知識を有する人物であった。⁽⁶¹⁾ 實質的に現地における事業はこのウィルソンを通じて行われていく。なお、テート商會は一九世紀中葉において廈門における「苦力貿易」を擔い、當時廈門の人々から敵視されていた商社であり、再び中英間の紛争の當事者となっていく。⁽⁶³⁾

一月九日のサンディウス領事の報告によれば、テート商會のウィルソンは、計劃がイギリス政府の承認を受けたら、革命政府側に北ボルネオ移民の利益を住民に伝える布告を出すことを個人的に働きかけたいと述べている。これに對してサンディウスは、正式に承認された政府がないことから、宗教書行商人のビラという手段を用いて、直接農民に對して、労働者として期待されることや報酬について説明するほうがよいと述べている。⁽⁶⁴⁾ つまりサンディウスは、現地當局に配慮しないで華工募集を進めることを推奨していたのである。

一方ジョーダン公使は一九二二年一月二七日、グレイ外相に對し、福建省に正式に承認された政府がないことは困難をもたらすが、福建省の事實上の當局の好意を求めると同時に、清朝政府に對しても、計劃している行動を通知することが、中國當局を無視したように解釋されるようなやり方よりも望ましいと述べている。⁽⁶⁵⁾ 以上からは、ジョーダンが、あくまでも中國側との意思疎通を重視していたことが分かる。

とはいえ、二月一二日には清朝が崩壊しており、三月一〇日には外務部が外交部に改められ、外交總長となった陸徵祥の下で組織再編が行われていた。⁽⁶⁶⁾ したがって、中國中央政府の外交の繼續性が不明確になってきたのは確かであろう。そ

の一方で、政治的變動に關わらず、華工募集事業は進展していた。

第三節 華工募集の進展

一九一二年一月にはテート商會の名で北ボルネオ行き移民募集の廣告が掲示された。その中では給與が月一―一二ドル、場合によつては二〇ドルに達し、渡航費用は會社が負擔し、一年後には歸國ないし在留が選擇可能で、在留の場合には家族の渡航費用を會社が負擔するとしていた。⁽⁶⁷⁾福建諮議局議員林略存によれば、當時の東南アジアへの福建移民の賃金の最高額は日給四〇―五〇セントであつたとされるから、北ボルネオへの移民は給與面でも魅力的であつたといえるだろう。⁽⁶⁸⁾

三月三〇日にリッデルが廈門に到着した後、テート商會は商會の古くからの買辦で興泉永道の特別な友人であるAlokを通じて、興泉永道にアプローチした。その際に、興泉永道は計劃に反對せず、それが人々の利益になると考えているとしたものの、イギリス領事と交渉していないために彼らを支援はできないとした。それを受けてテート商會は募集事業を開始し、四月一六日には香港に聯絡して汽船ボルネオ(Borneo)號を手配し、同じ週に二枚目のポスターを頒布した。⁽⁶⁹⁾テート商會は、興泉永道が暗黙に了解したとみなして、移民事業を開始したのである。

しかし、移民が順調に進んだわけではない。そもそも、現地の利害關係者の反發が存在した。リッデルによると、すでに一九一二年一月四日、九日、一二日、一六日の『チャイナ・アウトLOOK (China Outlook)』はいずれも北ボルネオにおける華工についての記事を掲載し、北ボルネオの華工に對する容赦ない扱いを非難していた。これについてリッデルは、この新聞は前年の一二月三〇日に創刊されており、中國人によつて經營され、ヨーロッパ人も恐らく參與し、移民關係業者や華工輸送に關心を持つ他の人々が、北ボルネオ會社が自前の代理人を設立するのを妨礙しようとしている證據であるとみなしていた。⁽⁷⁰⁾

そして移民事業を開始して早々の四月二〇日頃、テート商會に來た Alok は、興泉永道がボルネオへの華工乗船を進めないように要請しており、サンディウス領事が興泉永道を訪問すれば同意を得られるだろうと述べた。そしてその原因は海關銀號とギルドが反對しているためであるとみなしていた。⁽¹⁾これについてはテート商會の廈門代理人ウィルソンの駐北京イギリス公使館通譯生ジョージ (A.H. George) への四月一九日の聯絡でも、興泉永道は當初は非公式に移民を認めていたものの、強請を狙っている廈門商務總會、海關銀號の head および保商局の局長から影響を受けているとし、地方の利害關係者に影響される地方官僚を警戒していると述べている。⁽²⁾つまり、廈門における移民事業の利害關係者は興泉永道などの地方官僚に影響を行使しつつあった。

そこで四月二三日、サンディウス領事とリッデルは興泉永道を訪問し、イギリス政府が改善された契約を認めたと述べた。そして契約條項が読み上げられると、興泉永道は非常に公正で感心したとし、何ら變更の必要はないと思うと述べたが、上司の許可無しに個人的な合意は出来ないため、北京からの訓令が來ることが望ましいとした。しかし、サンディウスらは、これは地方の事柄であるから、地方で議論する方が都合がよいと述べたため、興泉永道はこの件を領事が文書で伝えるならば、福建都督孫道仁に聯絡するとしている。一方で興泉永道は領事らに對して、外國人リクルーターとともに移民を検査する中國人委員の設置を要求したが、これについてもリッデルに異存はなかった。また同時にサンディウス領事はウィルソンが北京から福州に赴くことで、福建都督孫道仁との個人的な關係を利用して障礙を取り除くことを期待しているとした。⁽³⁾以上から、サンディウスらが福建現地での交渉で移民事業を進めようとしており、現地當局との關係については樂觀的であること、福州の省當局との關係を重視しており、中央政府への配慮がないことが分かる。

一方、テート商會からサンディウス領事への書簡によると、四月、北京にいたウィルソンは多忙のジョーダン公使に會えず、書記官のバートン (S. Barton) に會った。ウィルソンによるとバートンは、ジョーダン公使が、恐らく非常に長い時間を要するであろう外交部との交渉なしに移民事業を進め、可能ならば廈門でテート商會と地方官僚の間で取り決めた

方が望ましいと考えているとした。さらにバートンは當局の關與無しにひそかに移民を出港させる方がいいと述べたとしている。⁽⁷⁴⁾ このバートンの言からは、北京のジョーダン公使も現地における解決を望んでいたように見える。これに對し、後にジョーダンはテート商會の書簡が述べているのは事實ではないとし、バートンが傳えたジョーダンの意思は、中央紙府での交渉は遅れるであろうから、最初に地方で取り決めるを行う方が望ましいというものであったとしている。⁽⁷⁵⁾ いずれにしても、當時ジョーダンが北京における交渉に先だつて現地で交渉を行う方が望ましいとしていたのは事實であらう。⁽⁷⁶⁾

第四節 北京における交渉

しかし、北ボルネオの移民事業の進展について、イギリス側が北京の中華民國外交部に正式に傳達して交渉を開始する前に、外交部が福建都督からの電報で事業の進展を知ってしまったことが、問題解決をより困難にした。

五月六日に外交總長陸徵祥はジョーダン公使に對し、福建都督の電報の内容を傳えた。それによると、四月に廈門でテート商會がボルネオへの勞働者を促すビラを掲示したが、それについて福建省當局は相談も受けず、許可も與えていなかった。そのためイギリス領事に宣傳を中止するように傳えたところ、イギリス領事は都督に對して布告の發行を求めたため、都督は外交部に問い合わせると共に、公使に移民の募集を停止させるように要請した。そこで外交部は、テート商會が中央政府ないし地方政府の認可前に移民を募集しているのは一九〇四年の中英協約第一條に違反しているとし、公使に對し移民募集を停止させるように要求した。⁽⁷⁷⁾

この一九〇四年の中英協約第一條は、一八六〇年の北京協約第五條に基づきつつ、イギリス植民地または保護領において年期契約移民を雇用する必要があるときは、イギリス公使は中國政府に對し、移民を必要とする植民地ないし保護領の名稱、乗船する條約港の名稱、雇用期間と條件を傳達し、中國政府はそれを受けてただちに當該條約港の地方官に訓令して移民の便宜を圖らせるということを規定していた。⁽⁷⁸⁾ かくして契約移民について規定されていた條約が、中國側の根據

となつたのである。

この件について外務省は植民地省と聯絡をとり、植民地省側は、北ボルネオへの移民は海峽植民地への移民と同じ形態であり、渡航前に契約にサインする形式に適用される一九〇四年の協約の第一條には該當しないと外務省に傳達した。⁽⁷⁹⁾ これを受けて五月二十五日、グレイ外相はジョーダン公使に對して、北ボルネオの移民は協約が適用されないと中國政府に傳達するように訓令し、⁽⁸⁰⁾ ジョーダンはその旨を中國側に傳達した。⁽⁸¹⁾ つまり、イギリス側はボルネオへの移民は契約移民ではないので、一九〇四年の協約は適用されないとしたのである。

一方、六月四日、外交部はジョーダン公使に對する照會で、中國側に協約に基づき移民を統制ないし禁止する權利があると主張した。そして、渡航後に契約に署名することから協約の第一條が適用されないとするならば、イギリスの商社はボルネオにすでに到着した華工と契約すべきであつて、廈門に移民募集のビラを掲示してはならないとし、ジョーダン公使に對して移民募集の停止を求めた。⁽⁸²⁾ そこで、ジョーダン公使は六日、外交部の側が、契約移民が適用されないのに、事前に移民たちに契約内容が伝えられているのが理解出来ないとしていとグレイ外相に傳えた。⁽⁸³⁾

それに對しグレイ外相は植民地省の了解を得た上で、⁽⁸⁴⁾ 海外移民を認めた北京協約第五條に基づいて、北ボルネオへの移民に對するいかなる妨礙についても抗議するという訓令を二三日にジョーダン公使に送付した。⁽⁸⁵⁾ つまり、グレイ外相は、一九〇四年の協約が基礎としている北京協約の方を根據にしようとしたのである。

しかし、ジョーダン公使の側もその根據に自信があつたわけではない。イギリス公使館二等書記官のスチュワート (A. Stewart) の六月一八日のメモに、⁽⁸⁶⁾

この前文（一九〇四年の協定の前文）の言い回しからして、中國側の一九〇四年の協約が一八六〇年の協約の補完物であるという見方に正當性があるのは明らかである。しかし、政治的理由により、ボルネオへの華工移民を一九〇四年の協約に基づいて行うことは不可能である。

と述べ、口頭で抗議して中國政府の態度を變えさせるべきだとしていた。⁽⁸⁶⁾つまり、イギリス公使館側も、條約上は一九〇四年の協定を適用すべきだという中國側の主張を認めざるを得ないと考えていたのである。

このように、條約上、イギリス側が不利になる事態が生じたのは、そもそも、東南アジアへの契約移民は開港場から香港・シンガポールに送られ、そこで契約が行われていたことにある。つまり、仲介者（客頭）が開港場から香港・シンガポールまで移民を連れてくることにより、一九〇四年の協定に基づく中國側との交渉を回避していた。それに對し、北ボルネオ政府は直接開港場で募集しようとしたため、逆に協定適用の可能性を生んでしまったのである。つまり、一九〇四年の協約は、華南におけるイギリス側の華工の直接募集を著しく困難にする性格を有していた。かくして、イギリス側が條約による對應策を見いだせない状況の中、廈門における華工募集は急展開をみていくことになる。

第四章 華工募集の失敗

第一節 廈門からの華工導入の進展

先述のように外交部からジョーダン公使への要求が行われ、五月八日になると、ジョーダン公使はサンディウス領事に對して、中國政府が契約の様式が認可されるまで廈門における募集を中止するように要求していることを傳えた。⁽⁸⁷⁾

一方、五月九日にサンディウス領事はジョーダン公使に對して、廈門の地方當局は一九〇四年の協約に基づく訓令を要求していると報告し、⁽⁸⁸⁾現地での移民が急速に困難になったことを傳えている。

五月一二日、廈門に戻ったウィルソンは、興泉永道と會見したが、その際に興泉永道は移民に反對しないが、福州からの命令がない限り公式の許可を與える権限がないとし、ウィルソンの要求に應じて孫都督への書簡を渡した。一三日にウィルソンの面會に應じた孫都督は、ウィルソンを支援したいと述べたが、一方で事態はすでに北京の外交部に照會され

ており、孫都督は條約が要求する手続きを回避できないとした。しかし、最終的に孫都督はテート商會がすでに契約済みである一〇〇〇人の華工については移送を認めるように調整したいと述べた。具體的には興泉永道に對して輸送を見逃すように訓令を出し、福州に報告がない限り、都督も公式の通知を行わないとするものであった。⁽⁹⁰⁾ここからは、福州の孫都督がこの時點では移民を默認するはずであったことがうかがえる。

五月二四日、問題の發生を恐れたテート商會は汽船ハイヤン (Haying) 號で一〇〇人をジェッセルトンに轉送するたために香港に送った。さらに五月二七日には都督の弟が福州から廈門に到着し、一〇〇〇名の華工の輸送を認めると口頭で述べたために、テートは四〇〇人の華工をジェッセルトンに直接輸送する準備を始めた。⁽⁹⁰⁾五月二八日、リッデルは香港からフォースに電報を打ち、一〇〇人の廈門の華工が香港に到着して週末にはボルネオに向かい、六月第三週までにさらに三〇〇人がボルネオにむかうだろうと豫想した。⁽⁹¹⁾

このように、福州の孫都督の默認の下、部分的には移民が順調に進むかに見えた。

第二節 廈門での華工導入の失敗

しかし、その後、移民事業は行き詰まる。五月末からは、現地利害關係者の妨礙が本格的に始まった。テート商會によると、ハイヤン號で廈門から香港に行った九六人のうち、五月三〇日に香港で九人が失踪した。また、彼らを率いていたのはテート商會のリクルーターで同祥客棧を經營する葉炎・陳水道であったが、同祥客棧のライバルの客棧を經營する Yat Lai は、香港の福建會館に對し、残りの華工がボルネオに向かうのを止めるように電報を打った。そこで福建會館は香港においてボルネオへの移民の妨礙を圖った。そして香港登記局の審問の中で、華工の大半が移民を拒否し、廈門に戻ることになった。さらに、香港で失踪して六月四日に廈門に戻ってきた九人の華工のうち二人が、テート商會のリクルーターであり、客棧を經營している葉と陳が彼らを奴隸として賣却しようとしたと訴えた。さらに華僑公會も告發を行った

ため、廈門に戻っていた葉と陳は逮捕され、テート商會の釋放要求は拒絶された。⁽⁹²⁾

ここからは、廈門の移民業者により、香港の福建人會館を通じて移民が妨礙されたこと、さらには地方當局に北ボルネオ華工募集の要である客棧經營者を逮捕させることにより、移民ルートを封じ込めたことが分かる。結局のところ、テート商會も仲介者兼リクルーターである客棧に依存せざるを得ず、それが弱點になったのである。

六月一日、サンディウス領事は逮捕された二人の釋放を求めたが、三日の興泉永道の返答では、一九〇四年の協約を根據にして、北ボルネオ會社の移民が興泉永道自身の同意を得ていないにも関わらず、テート商會が違法に移民を募集しているとした。そして、二人の客棧經營者の逮捕については、誘拐の罪で地方當局が取り調べており、テート商會に對する釋放要求は條約違反とした。⁽⁹⁴⁾ 興泉永道が完全に廈門の移民業者の側に立ったのは明らかであった。

こうした事態を受けて六月七日、サンディウス領事はジョーダン公使に電報を打ち、地方當局が移民の障礙となり、一九〇四年の協約を主張しており、さらに誘拐の罪を捏造して逮捕されたテート商會の使用人二名を射殺すると脅迫していると報告した。そのうえで、彼らの救済はより上部からの壓力がなければ絶望的であり、福州の都督も頼りにならず、福州の外交司は敵對的であるとしている。⁽⁹⁵⁾ また、ウィルソンによれば、二人の客頭は公社の客頭と同様の行爲を行っているにすぎず、廣告の掲示が撤回されれば釋放されると豫想された。⁽⁹⁶⁾

六月一二日、客棧の團體である廈門旅館公和會社からサンディウス領事に脅迫狀が送付された。その脅迫狀は、テートらが不法に華工をだまして購入していることを非難し、現在の政權（中華民政府）が従来（清朝政府）とは異なり上下一體であると指摘し、廈門の人々は逮捕した二人を射殺しないようなことは許さないとしていた。そして領事に對し、歸國すべきであり、歸國しないで北京に電報を打った場合について、以下のように脅迫した。⁽⁹⁷⁾

もし、北京「の中央政府」が「二人の釋放を要求する」あなたの行爲に合意したなら、我々と「公社にいる」宿泊客は群衆を集め、テート商會をたたき壊して更地にし、イギリス領事館に放火して全焼させることができる。その時廈

門では、イギリス人を一人たりとも生かしておくことはなく、全て殺し盡くされるだろう。⁽⁹⁸⁾

こうした状況の中、六月一四日にサンディウス領事はジョーダン公使に廈門における交渉の失敗について報告したが、その中で、この事業に敵対したのは移民の利害關係者と偽りの愛國主義の性格をもったものの二つのカテゴリーであったとみなし、以下のように述べている。

第一のカテゴリーは公和社、すなわち廈門の棧行公會で、華僑公會とともに、テート商會がリクルートのために雇出した二人の棧行經營者の逮捕に影響した。彼らは恐らく有利な取引（移民事業）が彼らの犠牲者によつて獨占されると思い、それが實現するのを防ぐためにこうした手段を講じたようである。もうひとつのカテゴリーはアメリカン・ミッションスクール分子で、廈門と福州においてともに明白に反英である。福州で彼らは思い通りにしており、外交司は彼らのリーダーであるので、福建都督はあたかも取るに足らないものにおちぶれたかのように見える。外交司はテート商會への敵對に最も積極的であり、具體的な利益も絡んでいる可能性もある。興化在住のアメリカ人メソジスト宣教師のブリュースター (R. Brewster) は「純粹に人道主義的」な動機でラジャの政府との協定によつてサラワクに華工を輸送するために廈門と福州のイギリス領事館を訪れた。彼はすでに廈門を訪れる華工を乗せた一隻の汽船によつてシンガポール經由で労働者何人かを送り込んだが、今回はイギリス汽船でより直接的に何百人かを輸送することを希望した。彼は「イギリス領事に」統合された移民の法令の全ての條項を實施し、中國政府の正式な同意も得なければならぬと言われた。外交司がテートの事業を可能な限り困難にしようともちかけてきたのは、この挫折に對する反應であつたとしても、驚くことではない。⁽⁹⁹⁾

そして、サンディウス領事は、反感がなくなるまで、他港での募集を行つた方がよいと判斷した。⁽¹⁰⁰⁾

つまり、サンディウス領事によれば、テート商會と棧行二人の逮捕は、それら二つの棧行による有利な貿易獨占を恐れた棧行公會と華僑公會の影響であり、さらに反イギリスのアメリカン・ミッションスクールおよびイギリス領事に事實上

サラワク移民事業を挫折させられたアメリカ人宣教師の影響の可能性を指摘したのである。⁽¹⁰⁾

以上からは、廈門の華人ネットワークを代表する客棧の團體である廈門旅館公和公社が、外國植民地・外國商社と結びついた客棧を徹底して敵視していたことが分かる。この團體にとって、彼らの影響力が及ばない別の移民ルートができることはいかなる理由でも認められなかった。それは、そうしたルートができることは仲介者としての彼らの機能の一部を奪うだけでなく、その仲介手数料の減少を招く危険性があつたからであらう。

また、福州のアメリカン・ミッションスクールの問題であるが、辛亥革命時の福州における蜂起にアメリカ領事・アメリカ人宣教師が關與し、アメリカ人經營の英華・格致兩書院の學生が参加するのを支援したため、福州においては軍政府の要職に英華書院出身者がつくなど、アメリカの勢力が擴大していた。當時の政務院外交部長（陳能光）は英華書院出身でメソジストであり、元アメリカ領事館通譯であつた。⁽¹¹⁾さらに、アメリカのメソジスト會は福州においても、イギリス人女性宣教師の所有する土地を購入しようとして、紛争を引き起こしていた。⁽¹²⁾このように福州でアメリカの勢力が強化される中で、英米の關係が悪化していたことも、移民事業妨礙の背景にあつたかもしれない。そしてイギリス側から見れば、アメリカと結びついた反英的な行動は「偽りの愛國主義」と見えたのだろう。

これを受け、七月一日、ジョーダン公使はサンディウス領事に對し、移民事業は中國當局の許可を得てから行わなければならなかつたと指摘したうえで、中國側との交渉を抑制し、中國當局の合意が得られるまで、テート商會による移民積載が行われないように監視することを命令した。⁽¹³⁾

七月二三日、ジョーダン公使はグレイ外相に廈門での交渉は完全に失敗したとし、最初に地方當局の認可を得なかつたことを残念だとしていた。リッデルやテート商會、北ボルネオ會社は現地の移民業者の既得權益を調整するのに失敗したことが困難な原因としていたが、公使は地方當局が私的には移民を認めると公言したとしても、公的には一九〇四年の協定に規定された狀況でない限り禁止していたのは明らかであつたから、サンディウス領事はテートと北ボルネオ會社が準

備を進めるのを認めるべきではなかったとしている。⁽¹⁰⁾

つまり、サンディウス領事が地方當局の理解を得ないで事業を進めるのを認めていた事については、ジョーダン公使らは好ましく思っていなかった。そもそも、外交部が抗議を行ったのも、中央・地方の了解なしに移民事業が進められていることであつた。つまり、ジョーダン公使らは現地での交渉は望んでいたが、現地政府の了解をとることの重要性については、認識していたといえよう。ただし、ジョーダン公使らの外交部への働きかけが遅れたことは事實であり、交渉失敗の責任はジョーダンらにもあつたといえよう。

第三節 北京での問題解決失敗

この間、北京での交渉も進展していなかった。七月二五日になると植民地省は外務省に對し、華工が北ボルネオで望ましい待遇を受けるのであるから、その移民を妨礙する理由がないとして、移民事業を受け入れるように中國政府に對して壓力をかけるよう、ジョーダンに訓令することを要請した。⁽¹¹⁾ここからも、植民地省側が、條約ではなく、移民にとって事業が有利であることを主張の根據にせざるを得ない苦しい立場にあることが分かる。

七月二九日、グレイ外相はジョーダン公使にこの植民地省の意向を傳達した。⁽¹²⁾そこでジョーダン公使は七月三一日、外交部で外交部次長顔惠慶と會談した。ジョーダンはテート商會が移民の告示を出したのは地方政府に契約移民を企圖しているとの誤解させたために誤りであつたとした。一方で、テート商會による既得權益の侵害を地元の移民業者が恐れていることが廈門における反對の原因であるが、北ボルネオ側の希望はより良質の勞働力の確保にあるとした。そして外交部の要求通りテート商會の告示を撤回し、外國商社ではなく中國の客棧を使用して移民を手配するようにするので、廈門からボルネオへの華工の直航を妨礙しないように確約してほしいと要求した。⁽¹³⁾事實上、イギリス側は中國側の要求に完全に應じ、さらに現地に配慮して外國商社による募集を撤回し、移民事業を現地の客棧に依存することにしたのである。

これに對し、顏惠慶はテート商會を誘拐で告發するという廈門當局からの報告があったが、これをジョーダンばかげていると一蹴した。また顏はジョーダンの提起した解決策は個人的には賛成だが、廈門當局に打診してからでないと保證できないと述べた。一方の代理外交總長胡惟德は移民獎勵に賛成で、ボルネオに移民が増大した際の領事設置を期待したが、ジョーダンは、領事設置は困難としていた。⁽¹⁰⁾ここに、外交部が廈門の現地に責任を押しつけていること、この機會を利用して領事設置などの懸案を有利に進めようとしていることがわかる。⁽¹¹⁾

その後、九月二五日、福建省の混亂によつて交渉は停滯し、中國側からイギリス側に聯絡があつたのは一月二二日になつてからで、外交部はジョーダン公使に對し、福建都督は、中國人が移民を管理する方法を述べたうえで、もしイギリスの同意があれば移民募集に關する規定を作成することを提案していた。⁽¹²⁾

これをうけ、一二月二日、ジョーダン公使はグレイ外相に對し、イギリスの選擇肢としては一九〇四年の協定の規定を遵守するか、省政府に移民に關する規定を作成させるかの二つであり、後者は移民をリクルートする中國人客頭を拘束するためのものであるとした。⁽¹³⁾そしてジョーダンは北ボルネオへの規定の原理がシンガポールへの移民にも適用される可能性があり、危険だとみなした。結局、イギリスにとつて、中國側によつてシンガポールなどへの移民の規制が行われることがはるかに危険であつた。その結果、省政府による移民管理規定については協議されなで終わる。ここに、廈門での募集は最終的に斷念されたのである。

おわりに

北ボルネオ植民地にとつて、華工の獲得に際してリクルートの部分で香港の代理人、實際には香港に華工を調達する客頭に完全に依存し、彼ら仲介者が質を考慮せずに募集を行つていたうえに、多額の利益を得ることによつて高コストとなつていたことが課題であつた。そこで北ボルネオ會社は中間業者を排除し、開港場において直接事業に乗り出すことに

なった。

しかし、北ボルネオ會社という植民地政府が華工募集に直接關與したために、外務省や香港植民地といった「イギリス」内部における調整に時間を要した。一方で、香港當局の介入もあり、契約條項において移民の待遇の改善も實現した。このようにイギリス内の手續きに時間を要する中で、辛亥革命が進展し、北京の中央政府及び現地當局が變り、イギリス側は中國側との十分な意思疎通に失敗したことが移民事業を困難にしていた。

そして事業者側が、現地の利害關係者の反發を輕視していたのが致命的であつた。既得權益を失いかねない廈門の既存の華人移民ネットワーク關係者の反擊は強烈であり、現地政府を動かしてイギリス商社に協力する客棧を逮捕させ、移民事業を封じこめた。これに對抗するには、あらかじめ現地地方政府（福建省・廈門）の確實な支持がなければ、成功の可能性はなかつたといえよう。加えて、辛亥革命後の福州において勢力を伸張させていたアメリカとの對立もイギリス側に不利に働いた。

また、北京での交渉では、從來の東南アジア向け年期契約移民が、一九〇四年協定の適用を回避しつつ香港・シンガポールで契約を結んでいたのに對し、北ボルネオ會社が契約移民を香港ではなく開港場で募集しようとしたことが、一九〇四年協定の適用を招くことになった。これはイギリス側の立場を不利にし、北京における交渉でこれを挽回することはできなかった。事實上、一九〇四年の協定は、植民地政府の華南開港場における直接募集を極めて困難にするものであつた。これをより長期的にみれば、歐米人主導の「苦力貿易」を廢止させ、さらに年期契約移民を規制したことが、移民事業に關してイギリス側を一方的に拘束することにつながつたのである。

かくして、北ボルネオ會社の華南からの直接華工募集事業は失敗に終わつた。以上から、既存の華人移民ネットワークが存在する華南における直接リクルートは極めて困難であつたことが分かる。外國政府の主導する新たなネットワーク形成は既存のネットワークおよび彼らに動員された地方政府によつて妨礙されて、實現は困難になつたのである。北ボルネ

オ側が末端において客棧などの仲介者に依存せざるを得ず、そこを突かれた場合に對應できないことも弱點であった。そして一九〇四年の中英協約が事實上、募集地の了解を必要としていたことも決定的であった。植民地政府、ひいてはイギリス政府が背後にいたとしても、本論が示すように妨礙されて失敗したのであるから、外國商社が獨自のネットワークを開拓することは事實上不可能であった。⁽¹⁵⁾ そしてかかる経緯はまた、華人の移民ネットワークの競争力を經濟的合理性からだけでは十分に説明できないことを示している。

このように華南から東南アジアに廣がる華人移民ネットワークは北ボルネオのようなネットワークの周縁にとつては非效率的であり、仲介業者が幾重にも介在することで高コストとなったが、コストは華工に轉嫁されて彼らの負擔を増やしたから、必ずしも華工自身にとってメリットのあるものではなかった。

こうしたネットワークの擴大の中で形成されてきた「客棧制」は、仲介者が幾重にも介在する状況を見れば、柏祐賢が指摘するような、取引の不確定性を、第三者を介在させることで確定化しようとする「包」の原理から生じてきたものといえ、⁽¹⁶⁾ 中國で歴史的に常に形成されてきた分節構造の一形態とみなすことができる。⁽¹⁷⁾ そしてこのネットワークは華工の募集と東南アジアへの輸送という、移民事業の利潤の大半を生み出す部分を完全に掌握していたから、東南アジアのネットワークの末端において直接雇用制度が導入されたとしても、ネットワーク全體への影響は少なかっただろう。したがって、これは「個人リクルート制」から直接雇用といった發展的な流れの中に位置づけられるものではない。

しかし、東南アジア全體としてみれば、華人移民ネットワークは十分に機能し、東南アジア經濟に不可欠なものとなっていた。華人移民ネットワークは、華南の特定方言集團以外の集團や外國人商人のネットワークといった他の可能性を徹底的に排除することによって、事實上、代替不可能なネットワークになっていたのである。こうしたネットワークは、華南からの華人労働者の需要がなくなる限り、有効であった。

こうした状況の中、北ボルネオ會社も華南における華工の直接募集を斷念し、一九一三年には天津における華工募集な

ど、新たな試みを始める⁽¹⁸⁾。今後は、中國側の史料と對照させつつ、華南以外からの移民についても、分析を進めていきたい。

註

- (1) 先驅的な研究としてはイギリス帝國內を扱ったキャンベルの研究がある。Persia Crawford Campbell, *Chinese Coolie Emigration to Countries within the British Empire*, London: Frank Cass & Co. Ltd, 1923. 清朝政府の役割については以下を参照。莊國土『中國封建政府的華僑政策』廈門：廈門大學出版社、一九八九年。Yen Ching-hwang, *Coolies and Mandarins: China's Protection of Overseas Chinese during the Late Ch'ing Period* (1851-1911), Singapore: Singapore University Press, 1985. 本論と關聯する移民のシステムにはフンがオーストラリア向け移民を扱った。Wang, Sing-wu, *The Organization of Chinese Emigration 1848-1888: With Special Reference to Chinese Emigration to Australia*, San Francisco: Chinese Materials Centre, Inc, 1978. また苦力貿易の中核リクルーターである客頭の役割については、拙著『海の近代中國——福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大學出版會、二〇一三年、第六章參照。
- (2) 移民數の推移については、杉原が先驅的な検討を行った。杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、一九九六年、第一〇章。より詳細な検討としては、藤村の研究がある。藤村是清「還流的勞働移住の社會的條件」富岡
- 倍雄・中村平八編『近代世界の歴史像——機械制工業世界の成立と周邊アジア』世界書院、一九九五年。
- (3) 可兒弘明『近代中國の苦力と豬花』岩波書店、一九七九年、一〇、八三〜八四頁。
- (4) 杉原前掲書、二九七頁。
- (5) 杉原前掲書、三〇七〜三一二頁。杉原のこの區分は、ブライスの先驅的研究に基づいている。W. L. Blyth, "Historical Sketch of Chinese Labour in Malaya", *Journal of the Malayan Branch of the Royal Asiatic Society*, Vol. 20, 1947, pp. 98-99.
- (6) K. G. Tregonning, *A History of Modern Sabah (North Borneo 1881-1963)*, Kuala Lumpur: University of Malaya Press, 1965 [revised, first published in 1958 as Under Chartered Company Rule (North Borneo, 1881-1946)], p. v.
- (7) 本稿で使用するイギリス植民地省文書は以下の通りである。CO129: Hong Kong. Original Correspondence; CO531: British North Borneo Original Correspondence; CO874: British North Borneo Company: Papers.
- (8) 本稿で使用するイギリス外務省文書は以下の通りである。FO228: Embassy and Consular Archives, China: Corre-

- spondence Series I; FO371, Political Departments : General Correspondence from 1906-1966.
- (6) Treginning, *op. cit.*, pp. 4-51; L. R. Wright, *The Origin of British North Borneo*, Hongkong : Hong Kong University Press, 1970.
- (10) Treginning, *op. cit.*, pp. 80-89.
- (11) Treginning, *op. cit.*, pp. 130-144.
- (12) FO228/2240, Encl. in Foreign Office to Jordan, No. 123, April 15, 1911.
- (13) FO228/2240, Encl. in Grey to Jordan, No. 315, October 11, 1911.
- (14) Treginning, *op. cit.*, pp. 144-145.
- (15) CO874/329, Encl. in Forbes to Pearson, No. 449, December 2, 1910.
- (16) FO228/2240, Riddell to Scott, Private Letter, June 26, 1911.
- (17) FO371/1084, Forbes to Foreign Office, January 18, 1911.
- (18) FO371/1084, Forbes to Under Secretary of State for Foreign Office, March 28, 1911.
- (19) トランスバールへの契約移民による華工導入は一九〇四年に始まり、華北から送られたが、様々な問題が発生し、一九〇七年に契約移民は廢止された。Campbell, *op. cit.*, pp. 161-216.
- (20) リッジウェイはトランスバールへの移民に北ボルネオが參與するのをシェパード (H. Sheppard) と協議し、
- すなわち CO874/329, Ridgeway to Guerits, No. 242, June 10, 1910.
- (21) CO874/286, Encl. B in Pearson to Forbes, No. 604, December 23, 1910.
- (22) この記事は北ボルネオ商工會議所でも紹介されている。CO874/551, North Borneo Chamber of Commerce, Minute of Committee Meeting held on 29th November, 1910.
- (23) CO531/3, Anderson to Secretary of States, March 14, 1911.
- (24) CO874/551, North Borneo Chamber of Commerce, Minute of Committee Meeting held on 7th August, 1911.
- (25) カンガリー・メンストリなどと呼ばれるリクルーター兼職員に率いられて集團的に移住する移民制度。この方法はインド人移民の大多數を占めていた。杉原前掲書、二八六頁。
- (26) 英領ペラヤでは一九一一年二月、中國人契約移民を一九一四年六月に廢止する事が決定された。Blyth, *op. cit.*, pp. 90-98; Campbell, *op. cit.*, p. 25.
- (27) FO371/1084, Fiddes to Under Secretary of State for Foreign Office, February 24, 1911.
- (28) FO371/1084, Fiddes to Under Secretary of State for Foreign Office, March 7, 1911.
- (29) FO228/2240, Encl. in Foreign Office to Jordan, No. 86, March 11, 1911.
- (30) FO371/1084, Forbes to Under Secretary of State for

- Foreign Office, March 28, 1911.
- (31) FO371/1084, Foreign Office to Colonial Office, No. 123, April 4, 1911.
- (32) FO228/2240, Encl. in Foreign Office to Jordan, No. 123, April 15, 1911.
- (33) 杉原前掲書, 36頁。
- (34) FO371/1084, Jordan to Grey, No. 263, June 28, 1911.
- (35) CO531/3, Encl. in Ridgeway to Anderson, Nov. 11, 1911.
- (36) CO531/3, Encl. in Ridgeway to Anderson, Nov. 11, 1911.
- (37) CO874/331, Forbes to Riddell, November 24, 1911.
- (38) CO129/381, Encl. in Lugard to Harcourt, Confidential, November 27, 1911, Minute relating to British North Borneo Emigration.
- (39) CO129/381, Encl. in Lugard to Harcourt, Confidential, November 27, 1911, Minute relating to British North Borneo Emigration.
- (40) CO129/381, Encl. in Lugard to Harcourt, Confidential, November 27, 1911, Minute relating to British North Borneo Emigration.
- (41) CO129/381, Lugard to Harcourt, Confidential, November 27, 1911.
- (42) CO874/332, Encl. in Forbes to Ellis, No. 185, April 19, 1912.
- (43) CO129/389, Encl. in Severn to Harcourt, Confidential, March 29, 1912.
- (44) FO228/2241, Encl. in Scot to Wilson, March 18, 1912.
- (45) CO874/332, Encl. in Forbes to Ellis, No. 185, April 19, 1912.
- (46) FO228/2241, Sundius to Jordan, No. 13, April 1, 1912.
- (47) CO874/332, Encl. in Forbes to Ellis, No. 185, April 19, 1912.
- (48) CO874/332, Encl. in Forbes to Ellis, No. 185, April 19, 1912.
- (49) FO371/1342, Read to Under Secretary of State for Foreign Office, April 19, 1912.
- (50) FO228/2241, Grey to Jordan, Tel. No. 77, April 20, 1912.
- (51) FO228/2240, Jordan to Grey, No. 139, June 8, 1911.
- (52) FO228/2240, Riddell to Jordan, June 16, 1911.
- (53) FO371/1084, Encl. No. 1 in Jordan to Grey, No. 263, June 28, 1911.
- (54) FO371/1084, Encl. No. 2 in Jordan to Grey, No. 263, June 28, 1911.
- (55) FO371/1084, Jordan to Grey, No. 263, June 28, 1911.
- (56) FO371/1084, Encl. No. 2 in Jordan to Grey, No. 263, June 28, 1911.
- (57) 一九一一年五月一六日の駐廈門領事サンズィウスの報告によれば、廈門の鼓浪嶼公共租界において、福建からは契約移民以外の移民を許可しないという福建交渉司・巡警道の三月二〇日附けの布告が掲示された。FO371/1084, Encl. No. 3 in Jordan to Grey, No. 263, June 28, 1911. 自由移

民を否定する布告の意圖は不明であるが、外務部から聯絡を受けた福建省當局が何らかの移民規制を圖っていた可能性がある。

- (58) FO371/1084, Encl. No. 4 in Jordan to Grey, No. 263, June 28, 1911.
- (59) 菅野正『清末日中關係史の研究』汲古書院、二〇〇二年、八六～九〇頁
- (60) FO228/2241, Sundius to Jordan, No. 1, January 9, 1912.
- (61) FO228/2241, Sundius to Jordan, No. 1, January 9, 1912.
- (62) 前掲拙著、二六二～二六七頁。
- (63) ただし、このボルネオ移民に關して、中國側から過去のテート商會の「行狀」が取り上げら得ることはなく、當時の廈門において半世紀以上前の「苦力貿易」は過去のものとちがったことがわかる。
- (64) FO228/2241, Sundius to Jordan, No. 1, January 9, 1912.
- (65) FO371/1342, Jordan to Grey, No. 46, January 27, 1912.
- (66) 川島眞『中國近代外交の形成』名古屋大學出版會、二〇〇四年、八八～九四頁。
- (67) FO228/2241, Encl. in Jordan to Grey, No. 309, July 23, 1912.
- (68) 『叻報』一九一一年七月二三日「閩粵」。この記事は以下に翻譯が引用されている。FO228/2240, Encl. in Porochuwan to Jordan, August 3, 1911. 一九〇六年頃になると、上海の職人の日給は最大でも八五セントであり、工場労働者の賃金はそれを下回る。東亞同文會編『支那經濟全書』
- 第一輯、東亞同文會、一九〇七年、一五三～一五八頁。したがって月給が二〇ドルであれば、中國本土における大半の労働者よりも恵まれた給與といつことになる。
- (69) FO228/2241, Encl. No. 1 in Sundius to Jordan, No. 19, June 14, 1912; FO228/2241, Encl. No. 2 in Sundius to Jordan, No. 19, June 14, 1912.
- (70) CO874/332, Forbes to Ellis, No. 133, March 15, 1912.
- (71) FO228/2241, Encl. No. 2 in Sundius to Jordan, No. 19, June 14, 1912.
- (72) FO228/2241, Wilson to George, April 19, 1912.
- (73) FO228/2241, Sandius to Jordan, No. 16, April 26, 1912.
- (74) FO228/2241, Encl. No. 1 in Sundius to Jordan, No. 19, June 14, 1912.
- (75) FO228/2241, Jordan to Grey, No. 309, July 23, 1912.
- (76) ショーター自身、サンバィウス領事に對して、四月下旬の時点で北京での交渉を躊躇しつつたと述べた。
- (77) FO228/2241, Jordan to Sandius, No. 5, July 18, 1912.
- (78) FO228/2241, Encl. No. 1 in Jordan to Grey, No. 253, June 11, 1912.
- (79) 外務省條約局編『英、米、佛、露ノ各國及支那國開ノ條約』外務省條約局、一九二四年、二二五～二二六頁。
- (80) FO371/1342, Read to Under Secretary of State for Foreign Office, May 25, 1912.
- (81) FO228/2241, Grey to Jordan, Tel. No. 85, May 25, 1912.
- (82) FO228/2241, Encl. in Jordan to Grey, No. 253.

- (82) FO228/2241, Encl. in Jordan to Grey, No. 253, June 11, 1912.
- (83) FO371/1342, Jordan to Grey, Tel. No. 125, June 6, 1912.
- (84) FO371/1342, Read to Under Secretary of State for Foreign Office, June 12, 1912.
- (85) FO228/2241, Grey to Jordan, Tel. No. 91, June 13, 1912.
- (86) FO371/1342, China No. 26072, June 18, 1912.
- (87) FO228/2241, Jordan to Sandius, Tel. No. 4, May 8, 1912.
- (88) FO228/2241, Sandius to Jordan, Tel. No. 1, May 9, 1912.
- (89) FO228/2241, Encl. No. 1 in Sandius to Jordan, No. 19, June 14, 1912.
- (90) FO228/2241, Scot to Jordan, Letter, June 28, 1912.
- (91) CO874/332, Encl. in Forbes to Riddell, May 31, 1912.
- (92) FO228/2241, Encl. No. 1 in Sandius to Jordan, No. 19, June 14, 1912; FO228/2241, Encl. No. 2 in Sandius to Jordan, No. 19, June 14, 1912.
- (93) FO228/2241, Encl. No. 3 in Sandius to Jordan, No. 19, June 14, 1912.
- (94) FO228/2241, Encl. No. 4 in Sandius to Jordan, No. 19, June 14, 1912.
- (95) FO228/2241, Sandius to Jordan, Tel. June 7, 1912.
- (96) FO228/2241, Scot to Jordan, Letter, July 4, 1912.
- (97) FO228/2241, Encl. in Sandius to Jordan, June 15, 1912.
- (98) FO228/1846, Encl. in Sandius to Jordan, June 15, 1912. 「設北京華爾’我等及客人亦能招集大衆’將德記折爲平地’將英國開放火全燒。爾時英人不留一人，在廈門一概殺盡也。」
- (99) FO228/2241, Sandius to Jordan, No. 19, June 14, 1912.
- (100) FO228/2241, Sandius to Jordan, No. 19, June 14, 1912.
- (101) ブリクスターは一九二二年三月に駐福州イギリス領事に對して興化府の改宗者三〇〇～五〇〇人をイギリス船でサラワクに送り込むことについて相談したが、イギリス領事は中國側の中央政府と地方政府雙方の認可が必要だと返答しており、失敗に終わることゝ。FO228/1838, Werner to Jordan, Separate, April 21, 1912, Intelligence Report.
- (102) 菅野前掲書’八八～九〇頁
- (103) 菅野前掲書八九頁° FO228/1838, Werner to Jordan, Separate, April 21, 1912, Intelligence Report. 陳龍光は革命派に加わり、また福州YMCAの理事ややっていた。Ryan Dunch, *Fuzhou Protestants and the Making of a Modern China 1857-1927*, New Haven and London: Yale University Press, 2001, p. 62.
- (104) FO228/1838, Werner to Jordan, No. 28, July 9, 1912.
- (105) FO228/2241, Jordan to Sandius, No. 5, July 18, 1912.
- (106) FO228/2241, Jordan to Grey, No. 309, July 23, 1912.
- (107) FO371/1342, Under Secretary of State for Colonial Office to Under Secretary of State for Foreign Office, July 25, 1912.
- (108) FO228/2241, Grey to Jordan, Tel. No. 119, July 29, 1912.
- (109) FO228/2241, Interview with Dr. Yen, July 31, 1912.

- (10) FO228/2241, Interview with Dr. Yen, July 31, 1912.
- (11) 清朝は華人の保護を理由に中南米や東南アジアに領事を設置してきた。清末の領事設置問題については、青山治世「清末における「南洋」領事増設論議——清佛戦争後の議論を中心に」『歴史學研究』八〇〇號、二〇〇五年、箱田恵子『外交官の誕生——近代中國の對外態勢の變容と在外公館』名古屋大學出版會、二〇一二年、第二、三章、補論を參照。
- (12) FO228/2241, Jordan to Grey, No. 200, September 25, 1912.
- (13) FO228/2241, Encl. in Jordan to Grey, No. 473, December 2, 1912.
- (14) FO228/2241, Jordan to Grey, No. 473, December 2, 1912.
- (15) 一八九四年にも、北ボルネオの華人保護官のデニース(Dennys)が華人のリクルート組織に割り込もうとして、彼らの妨礙で失敗している。『*Tregoning, op. cit.*, pp. 136-137.
- (16) 中國經濟社會の「包」的倫理規律については、柏祐賢『柏祐賢著作集4 經濟秩序個性論(Ⅱ)——中國經濟の研究』京都産業大學出版會、一九八六年、一四八～一六九頁。
- (17) 分節構造については、拙著『海の近代中國』四五三～四五五頁參照。
- (18) 華僑志編纂委員會『華僑志——北婆羅洲・婆羅乃・砂勞越』華僑志編纂委員會、一九六三年、一五～一六頁。
- ※ 本稿は、日本學術振興會科學研究費補助金(課題番號24730289)による研究成果の一部である。

Consequently, Li Guangyan and his brother were given command by the Tang of nomadic groups in northern Hedong from the time of the Dezong 德宗 emperor, and in the campaigns against the military governors during the reigns of Xianzong and his successor Muzong 穆宗, Li Guangyan participated at the head of Türkic nomadic groups consisting of the Tiele and Shatuo 沙陀 tribes, as well as Türks living within Tang territory and achieved the greatest military results with his mounted forces. In other words, it was precisely because it was possible to commit Türkic mounted troops from northern Hedong to the campaigns against the military governors by employing Li Guangyan and his brother that the Xianzong emperor was able to achieve the military successes that brought about the Yuanhe restoration.

CONFLICT BETWEEN COLONIES AND MIGRATION NETWORKS : A FAILED ATTEMPT TO RECRUIT CHINESE LABORERS IN AMOY FOR BRITISH NORTH BORNEO DURING THE PERIOD OF THE XINHAI REVOLUTION

MURAKAMI Ei

In contrast to the “coolie trade,” which has been extensively studied, Chinese migration from south China to Southeast Asia has not been studied thoroughly. Additional research is needed on Chinese migration networks and their economic rationality, as well as recruitment at the treaty ports in south China, and specifically, the reasons for the failure of direct recruitment at these treaty ports by foreign merchant firms or colonial governments in competition with these networks. In this study, I will analyze these problems by examining a failed attempt by the British North Borneo Chartered Company to recruit migrants during the period of the Xinhai Revolution.

The British North Borneo Company consistently had trouble securing good quality Chinese laborers at low cost, because planters in British North Borneo recruited their laborers through middlemen in Hong Kong. Therefore, the British North Borneo Chartered Company attempted to exclude these middlemen and directly recruit laborers at the treaty ports.

British government offices such as the Colonial Office, the Foreign Office, and the Hong Kong colonial government were slow to approve the direct participation

of the colonial government (the British North Borneo Chartered Company) in the recruitment of Chinese laborers. Yet, the terms of contracts were revised, and the treatment of Chinese laborers began to improve. However, when the recruitment project started, various parties interested in immigration in Amoy objected to the project and moved local officials to arrest the Chinese recruiters who cooperated with the project. As a result, recruitment in Amoy became impossible. Furthermore, British authorities could not legally oppose the Chinese authorities in negotiations in Peking because the project aimed to recruit contract laborers at treaty ports, which would invoke the terms of the Convention of 1904. As a result, the effort of the British North Borneo Chartered Company to directly recruit Chinese laborers in southern China ended in failure.

This episode demonstrates the difficulty in the direct recruitment of Chinese laborers by foreign governments or foreign firms at treaty ports in China, where migration networks already existed. Given that the British North Borneo Chartered Company failed even with the support of the British government, it would surely have been almost impossible for foreign firms to develop their own networks. This case also shows that the competitiveness of the Chinese migration networks cannot be fully explained in economic terms alone.

DIPLOMACY OF THE OLD TIBETAN EMPIRE AND THE CONCLUSION OF THE “TRILATERAL” TREATY OF 822-823

IWAO Kazushi

The “trilateral” treaty between Tang China, Uighur, and Tibet, which was concluded in 822-823, brought peace to the eastern part of Eurasia. Because of this, the treaty has been recognized as a significant event in the area of concern. Nonetheless, strangely no records of this event exist on the Chinese or Uighur sides, while there are records on the Tibetan side. Despite the fact there has been much scholarship done, the reality of the treaty has not been clarified. Nor has the effect of the treaty on Tibet been addressed. Using numerous historical sources in Tibetan and Chinese, including Dunhuang documents such as *Prayers for the foundation of the De ga yu tshal monastery* (P.t. 16 + IOL Tib J751), this paper focuses on clarifying the details of the actual process and consequences of the